

うわなければ、ただ單口聞きはなしだと
思ひますか。私時間もないでから、あん
まりこうう面は検討されてはようであり
ますので、過去二回のお互の全議員の一
般質問をやった問題において皆さんが
お約束した、或いはお互の議場で答弁の
範囲であつた部内にあて、どうなしたか
具体的にで可ね。文書でよろしいで可から。
この問題はこうして處理したと、處理の過
程を知らしてもらひたいと思ひますか。こ水
できますか。過去二回に皆さんにご要望
とか或いは皆さんが約束した問題、この問
題、ただ聞きはなしでなくして、でありますか。
今日でどうう處置をいたか、まず今私
過去のあれも持つて来て担当課長にうち
うち聞きたがつたんですね。時間がないで
可から。こうう問題は一応文書にでもいい
で可からどう検討したか。

これは今まで当局でおれした場合には
あんまり検討もしてないですか。しかし過去
の一 般質問からの内容もよく十分吟味
してもらひまして、検討してもらつて、やつて二
回レガヤつてありますんで、今日の部分含
めて、三回でありますか。これに対する対応置
を文書で議会に提出してもらひたんで可
が、であります。これは次の定期会
まででよろしいで可から。

(皆んなのとて153と呼ぶ)

4番

は、皆んなのとの、これは私だけじゃないで
す。これは議場で聞く以上は皆んなのと
のです。この裏は我々はしゃべりつぱなして
なくて、十分な検討をやつたヒラ方面で
皆さん。

(一般質問に対する全部と呼ぶ者あり)

4番

いや、ヒラ方面は努力すよとか、これは努力す
よとか、或いはこれは模討したか、こうなつた
ヒラ方面のあれですよ。聞くまつぱなしては
どうなつたか、我々は一般質問の行くとが
解らん詰ですね。質問はやりつぱなして
これではいかんじやないかと思いまして、やう
すよにヒトにまつて、皆さん課長の方々でもね
こつまつおてもうられても十分それに対する対
応すよ。ただ單なる議会のおさなりの答弁
でなくヒラニヒトモ真剣にとりくまれる
ヒラニヒトモ参考しやすくて是非次の本
会議までに石籠へしたと見てます。
一般質問については、それで終ります。

次に都計と建築行政についてヒラニヒ
トモざります。先程からのお質問の問題は
氣の遠くなさるよう何が答弁のようあります
か。市長は1990年代ヒラニヒトモ聞いて
こ中はこのまゝ前市長がやつたヒラよう
に、片付けアホらやつておが、それで、

かどうか、検討されたことはないかどうかで可ぬ。され正しく聞きかせ願ひた」と思ふまゝ。されば確かに仲村市長時代に策定正やりまして、所管市長である程度は修正はされてあります。しかし我々としても、こう事業が早急にできることから見通しでやつてあります。今ひとつは時代の策定だとどうかとありますので、この再検討の必要があると検討すべきあれでないかと思つてあります。ただされば前の市長がやつたとんだと、单なる答弁で終つてあります。さればどうしようか、こちへ来てどうしようかと、先程どうしようかとは、新しい都市計画法ができることで、されば待とうとこうんであります。されば向違ありませんが。

市長

お答えいたします。この都市の問題につきましては、されば起業する時長にて一般予算から年向10万ドル、政府補助、30万ドルを補助してもうつて40万ドルでどうこう年次計画で進めた場合にさればだけかかるとどうかとござります。ただ假りにあらゆる方法で皆さんの力を借りて、1,000万ドルでも集められんじてしたら、さればできるんじやないかと、問題は金がないんだから、これだけかかると特に、政府にあきましては、いつまでお、この問題

に対して、理剤はできなくて實際に買ひ上げられたら、買ひ上げただけの予算をただけの財源の見通しのものとし、この問題は今後どうしても改訂していかなければ、いつもでも理剤をしたら困るんじやないかとこうことでござります。

4番

確かに今、意欲的、あれで心強です。ただで可ね。そういう意欲があればもう少し積極的に取り組んでおらしまして、この生産出力方法、今先もやりとりを聞いてみても、この区画整理事務にあつても地城住民が組合をつくってやらなければならぬな」と「うそ」と「まこと」又松村組の場合はもろろん程度地主も納得をしてあるんだが、その進め方にあつては、当局もあまり消極的な印象がある誤ですよ。うう面で単なる指導、待つと「うよりは指導」と「うどう」う面に区画整理事業を進めて、「きた」とか、或いは街路計画を進めて「きた」と「う面の指導、或いは市長が云われようの住民との対話、こううものが持たれたことか「まこと」か「うか、こうう面計画にあつて、どうう進め方にあつて、こうう面はどうなつてあるのか。

市長

この問題につきましては、理時莫にあつて

この問題は進みませんので、一応新都計法ができましてからこの問題は進めていきたいとこう考え方あります。

4番

先程から市長は新都計法だとわれよんで可か。(しかし新しい都計法と新都計法との差異は政策的な問題であって技術的な問題は何も区画整理事業は街路計画にあつては、大きな変りはないと思ふ。この新都計法にあつては、この市外化街化調整区域とか、どういうような大きなものは、ある談でありますか。区画整理或いは街路計画にあつては、何等この法の適用範囲は違つてア並の問題とか、或いはこの負担の問題とか、どういうものは、變つたないんです。要は継承の問題ありますか。一応区画整理事業をやるにあつても、一応はやろうとして、計画を立てて施工の段階までは、4、5年かかると、やううところになつた場合には、今度都計法が施行されてから立派計画するといふ以前にあつて、ちゃんと都市計画法はわかる談です。施行されてなく、法はわからず、これにのつとつて、これに対する対応するよう計画立委員会できてあらなければ"いかん、どうやら受け時機には、政府にも当るとこう圓でやつてはじめて私、市長の積極的姿勢だ"と見て、ありますか。今、の

どう答弁を聞いてあるとどうも施行され
てからと云ふんだが、それまでは立案、計
画と云うのはでてきてあるかどうかで云ふ。
あやしく今までの答弁からすると云々と思
ふ可か。今更もつと云々。金の問題、市
長も心配されておりま可か。コザ市長あた
り行きま可か。日本政府にも直接つて、
金を引き出してもうと云々事実もやつてあ
りま可。市長がやむだけ交際費がな」と
云々などとにかくてありますか、我々は講
会としても市長が云う云々意欲があれば
十分あります云々云々を希望して市長の云う
云々面の積極的な姿勢をおもおせんで
云々ありますか。今うとうと云々云々をう
云々面に欠けて云々云々なり印鑑があります
し、又先程からの問題でこの都計の問
題にあつては、どうも新都計法が施行
されてから実施計画となつたら非常に
時期的にあくまでも云々かと云々云々
印鑑をうけとんで云々か。やままでにはすや
んと、計画立案をして、法云々云々はでき
てあります。しかし沖縄にあつて、今立法
の段階でありますか。その骨子はでき
上がって云々云々あります。それにのつとつて日
本法も云々云々云々し、この前4月1日で
すが、施行されたのが云々云々あります。云々云
々面で十分云々対策して、次に取り組
みと云々姿勢が欲しいのでありますか
やむに付して、市長の先程の答弁、どうぞ

こういう勢いかな" ようでありますか? 計画とか立候とかこういうのはまだ命いてないといふ訳ですね。

市長

計画整理の場合にあきましてもどうしても細かい施行細則を打ち出する限り或は組合の認可条件、色々なものがありますので、こういうことか。

4番

"や、こういうさんは、日本法また今沖縄や今立法院で審議された法自体は、もうやんと骨子はでき上がって、全部でき上がって成文化されてますよ。通常が通らんかという問題で、通常といふ見通しはつけてある訳ですよ。例えはこれが通らんでも日本復帰時莫やは日本法を適用された場合には、日本法のやうのが、全部該当する訳ですからそれへの対応で計画立案ができることといふことであります。こういふ面で大人なりこういふ面でもまだまだのようですがからこれから十分取り組んでもうたいてこれを要望いたしておきます。
次に都計課長に聞きますが、都計道路にあつてではある、マスターplanによる道路を変更したことがあるかどうかですね。これは変更したといふのは、これは正規の都計審議委員会にかけんで、隣路の一都変更

ましたことがあつたかどうか。

都計課長

お答え申上せます。変更したことはござ
いません。

4番

ございません。これはこのマスター・プランは
政府の認可当時のままである。都計審
議委員会で一部変更は1回あった誤で
すがね。それ以外は、いや眞志喜の今
山口木工の後、それと真榮原のH.I.モー
タースの東か、向うの都計道路は、現在
皆さんか使ってあります都計図面と、前み
った図面と前のものは、皆さんから写したのが
あります。變つてありますんだが、これはどう
いうようだ10メートル位ずつであります。
これは誰かやつた誤ですか。

都計課長

資料をすり替えてみます。街路計画は
1968年3月26日以前のまゝは3月26日か
ら全面的に變つてありますので。

4番

今の時長で、今の審議委員会にかかる
と聞こえますかね。今現在變つてあります
から、前と今と。

都計課長

直営原のリエモータースの図面上からは^見
てありません。

4番

皆さんが使った、今大きな方持てにあつて
ある図面があり可ね。これが10メートル位
ずつてあるうそで可ね。前のあれと。

都計課長

これは都市計画の街路施設が1964年
9月29日から1968年3月26日までに変更さ
れた場合でレたら変更されたと思^う可。

4番

皆さんがで可ね、ただ鉛筆で書かれてあ
るから、そのまゝ技術的に技術者かよ
つと鉛筆ではありますとか、うううニヒガチ
シッヒアツタんじやな^シかと、いかしこれかを
カレタレオツテ、わからぬ^シんじやな^シかと~~ま~~
~~ま~~、うニヒもありますが、カレ前、
街路計画の図面をその周辺を守り^テ
つて、今あてたら合^ハわ石^シヒ^ハうんで可。

都計課長

これは都計街路については、68年3月26日
以前に修正を加えたといふ。

4番

これは今後のね、二中は重要な問題でありますので、ほんとうの図面があよきうですからそれを持って来て照合しますから、もしもその時裏であれすよ誤ですか、ここで従事者計にかかつて、規制されたヒトニヒで非常に問題になってあよ誤ですかね。これがけずられたと、はす中でかかつたところが、この大きな迷惑にはよ誤ですよ。その地図にみて、二中だけ土地の値うちもなくなりし、かほき理由でこういう変更がなったか、中が解らんもんですからこういう圖でオーニツのあ中で、なみされたら、中で大きな問題があよ誤です。そこで建築行政の問題は、今の問題は私後で具体的に資料も持つて来て一応皆さんと打合せをして、と鬼ますか、次は建築行政でござりますか、現在五互の区画街路式は街路計画によつて、規制されてゐる光程の福富さんからの質問にもつまで規制すよか、公園地帯にみて、つまで規制すよかヒトニヒ問題でありますか、街路計画も二中は政府の認可した計画の中にあるので、規制したヒトニヒでありますか、今度の新都計画法によつて、住民の意向を聞いて、あよ程度、修正ができよといふことになつて、オーニサが過剰して、従事規制して、恒久建物がつくよべき、ところが、つくねると、誤で、半永久的

つくつたと又次にこれが隣は法の改正によつて、これがつくつてからことになつたら大きな損害をこうあるとこうか止めて来るとい従事これが買上げの対象になつて、買上げするところにあつては、……かも知らんが、はずれるとこうして、はずれるとこうにあつて省さんが建築規制をして、やつた部分に對しては、相当の問題があるんだが、先程の質問にあつた今の問題これはどうなつかとこう問題ことを非常に心配で、ただ自分の土地を有意義に使ひたいとこう面で非常に不満があると感ずる。これにて日本の場合にも5年以内の建築の場合には規制あるが、今のわゆる規制しないつか、こうありますんだが、結局今話れを聞いたら20年前からおも規制してある、20年、30年先までのもの規制してあるとこうんだが、これが正しいかどうかとこう面で十分検討されなければいけないせんかこの責任と従事者計画路の或いは公園地の指定といふのは、宜野湾市が政府に申請して、やつてよつて土地、都計委員会の審査を終え主席が認可したのであります。先程市長はこちは政府の指定したものだから、政府の責任だとこうよろしく、責任とは……ませんか。政府だと云つておられるんであるが、しかしこれは元赤もとをかくせば布町村が政府に對して認可申請をして、

認可なった上でござります。そこであって当然、これに対する市町村はあります程度の責任を負わなければいけないというふうにござりますが、先程の市長は、ただ政府がこれは責任もつんだというような変更とか、そういうことにあつては、そういうことがも知れませんが、この姿勢でですね、ただ政府が認可したから政府のそんだけのことはいいやなくて、これは元来かたまちの市町村が申請して政府が認可したものであります。ここにあって政府に対するこの補償の問題、或いは5年後、10年先きの着工までさながら部分にあつては、どうぞよいかという問題は十分と聞くと、うよう日の姿勢が必ず要でないかと思ひます。市長としては、先程の認可したのは政府だから政府だといふ云つておるんであるが、果して現実におつても、こう考えておかなければいけないね。これは實際から云えば都計といふのは、市町村が一応立等して、政府に認可をあ頼むとしたものでありますので、ある程度一端の責任はあると思います。市町村が、そこを市長は先程、政府が認可から政府の責任といふような、今ではされて立つたんであるが、果して政府だけの責任であるかどうかもう一応市長の見解を聞きたいと思います。

市長

勿論、綻示にあきましては、市町村の認可申請はありません。政府のそんでござります。綻示は申請もありません。

千香

綻示はこれは市町村が立案して政府と調整して政府の都計審議委員にかけたるはずです。これは、全部立案したのは、市町村が立案して都計の指定をうけて、政府のままでやつたと思ひますか。全部計画も政府ですか。認可する主体は政府、資料自体はこれは、市町村で可さ。

助役

補足申し上げます。今市長が答えようとしていることは、旧都計法においては、申請手続は法定されておりません。それでただ実際の慣例として、市町村の意見は取り入れて、いかゆる市町村から来た方も聞いています。誤りであります。手続きとしては、主席が都計審議会に持ってきて決定可しと旧法の3条ですか。これは申請手続きはなににかかるか、認可と云ふ字句はありません。これは法の不備いや方針と考えています誤りです。

4番

だから法の予備で、しかし實際作業したのは市町村ですよ。お互いかへこの都算
計画の認可申請の資料を集め、そしてやつたのは、市町村ですよ。その通り認可
なったと“うニヒテ”ですわ。我々は今この處
で時差で聞いてありますか。

助役

これは、ですわ。勿論、都計は市町村の
考え方を聞いた時は五三人ですか。大体、今の
實際の見解としては、五人比、街路計画
案についても、實際は政府の都計課が實
際、やって、十三該五人です。市町村は勿論
意見を聞いたりすればやつてはありますケ
山ども、これは意見決定は政府の都計
課が實際はして、十三該五人です。

4番

(6) 1. 資料その他は私、市町村で出
して、その通り認可されたと。

助役

今はですわ。補償の問題を石聞きに石
ツア五三人と思ふ人で可け申セモ。

4番

いや、補償の問題でなく、ただ責任を
ですわね、政府だけにあれ五三人いやすくて

この問題は、当然近々将来起りうる人
である。いつまでも天皇制をどうするかで
相當に問題になつてあります。だからそ
うの人は、ただ先程市長が云われ
たように、これは政府が認可したんだし
政府だと、つづけねると、自体がで可
ね。私は非常に不満であります。今度
この面においては、どうするかに対して政府
とも強力に抗議をしてやうとか、或いは
全國的に解除するか解消するか、或
は、この問題は、補償の問題は、政府と
もよく抗議するといふことをいたしましたが、
政府がやつたから政府が当然居るべき
というようなはその姿勢かであります。どうも
私としては、参りませんと誤りません。

助役

今先に賃向に対する市長とのやり
方とやり方はですね、都市計画によつて、あ
るゆえ天皇制をしてしまったが、これは将来
のゆえ複数後はどうするかとは、なくな
ど、そういう規制はできなくなる誤り。
だが、その場合、従来規制をしておつたもの
に対する、ゆるる補償とか、そういうよ
うな問題について、市は責任を負うべきかど
うかということについて、この賃向してどうと
うか考へてあります。これは、どうするかに
とは参りませんと誤りません。どうも意図で
あつた誤りです。.

4番

うそですか。いや、今参りましたせんと、しかし
これは補償する義務はなくともある程度は、
政府に折衝するとか、うそうう意欲は或いは
取り組み方については、うそうう面で政府に
計る折衝とか、うそううのは考え方あるとか、
うそううことは考え方でない誤ですか。

助役

実際々に住民に対して、与えた損害といふ
のは、十分解ってあるさんですから、口うやく
うそううとのをなくすよう努めができますヒテ
考え方については、何も変わりはございません。

4番

はい、それが聞きたかった誤です。はい解
りました。それで最後にその面も礼、これから
先程の公園の問題等、併せて、相当問題
新しい都市計画法が施行される段階に
あひては、問題が出てくると思ひます。そ
れを十分検討され、又この前の以前にあれ
ど、区画整理或いは街路計画にあれ
どある程度住民とも話し合って、法が施
行されたら、直ちにそれと取り組んで予算
を置いたり、日本政府から引きあしてくるだ
けの意欲を是非、市長も持つてもらいたい
ものと、要望申し上げる所であります。
それでもう一要点聞きましたのは、現在
区画整理地域で、いつ区画整理地域

ができよかと「う面で非常に遙々話して
非常に住民としてはいつもかと「う面で
待つてあつたんですが、先程遙々話のよ
うに聞こえてありまして、地域は一つ道路
ができよか、心配して「3人ですか」され
までのですね。仮りに今農耕やつてあります
ですか、されに付する農耕地区画整理区
域の中は、外の方では農道といふこともで
き3人ですか。正画整理区域では農道
といふことはできなないので、どう「う面の道路
の整備と「う面で、ある程度用地があつ
て、この石粉、簡単な工事程度でとどま
るような工事、市の単独事業としてでき範
囲の部分が相当我々の前の心名の同志
が市内を廻って見て、野嵩の農道をもう
一つ、開けよこによつて、ヨロ一帯はあれが
生かせよと或いは下山のクンジヤーミナ、宇
都泊の方々との1日河川の方、あれ十分用
地はありますにあれをよつとしたあれを生か
せば十分、今の地域の開拓ができよと、こ
れは市の単独事業でもできようなもんか、
従来はテニは都計区域になつてあつて、規制
区域になつてあつて、どう「うのが出せなか
つたと「うんで有が非常にテニは農耕に
も不便をきたしてある、この部分にあれで、
十分地主の提供、或いは用地が十分ある
といふような見通がヨリなら当局はヨリ程
度テニ「う面の道路の新設といふことを考
え、あれよか、どうか、この場合の成りあつ折。

衝の場合には、用地の折衝があればでき
るヒト人ですか。公式にこの場からお聞き
いたいんですか。

市長

お答えいたします。問題は同志議員さ
人方も宜野湾市の全般を視察されまして
あれもやってくれ、これもやってくれ、当然で
ござります。そして市といたしましては、勿論
これを参考にいたしまして、市全体を見た場
合、実際に全部やりた、誤ではござります
が、一々人にまでさせんので、や中をどう
しても直接間接に非常に重要なものがそ
ういうものから取り上げてやつたりました。ヒ
もし今のように西画整理地域の中に入
つて、そこそこにおきましては、そこが優
先されなければならぬと、もうふうなあらゆ
る角度からした場合、それは当然可能
と思ひます。それは十分担当課の方で
今までの資料と、市が調査した資料と
あらゆる角度から調査いたしまして、この問
題に対するまでは、すぐできることは、おそれ
くこの問題に対するまでは、市の単独予
算でござります。そして単独予算ででき
事業に対するまでは、大多数の住民が非常
に不便を感じてゐる、これは当然優先
すべきだと、この問題からさせていただきたいと
思ひます。

4番

はい、解りました。一つよろしくお願い致します。
以上もって終ります。

議長

次は2番の斎藤吉君の交通問題についての質問を許します。

2番

質問いたします。私は11番議員とも関連
いたす句もござりますので、ごく簡単にご
質問いたします。

現在沖縄で新しく登録された車が
月に30台有余ありますのでござります。その
増車はされてゐる現状であります。俗に
交通戦争とまで云つて騒がれてゐる
中でござりますが、市長は就任なされ
まして、14年有余になりますが、普天間他
区安全協会の顧問といったしまして、総会
或は他の安全協会の会合に何回出席
なされましたか。

次に今後道路新設、舗装整備の場合
交通頻繁な道路、特に一早銀、五早銀の場合
はしっかりガードレールなどを設置する計
画、その他特に繁華街の普天間の本町通
りにありますでは、70年の10月18日に小学生が
車の直前直後の飛び出いで死亡事故も發
生してゐる通りでござります。このようは特に
繁華街にあります、このよくなガードレールは

特に必要と認めよ証でござります。このガードレールを設置するにヒトによりまして、このような犠牲もあちらこちらで大なり小なり起っております。この交通事故が防げるんじやないかと可様に参り証でござります。そこでこのようなるガードレールが設置できることは可能性ある訳かどうかお聞きたいです。更に横断歩道の設置なされてるところには、街灯が必要を感じてあります。この点につきましては設置できることか、できないかをご返答をお願いします。

それから1ヶ月足例会でも10議員からもお話をいかでございましたが、横断橋の着工の予定はどのように進んでありますか。又執行の順序かどのようになされてありますか。お聞きさせ願います。最後に交通安全対策につきましては、政府或いは警察署にまかせきりではなく、市として独自の安全対策を講じるべきでないかと参り証でござります。例えば役所内に総合対策課を早急に設置する参りは如何か、さればいつ頃ですか。その点をお聞きさせ願いたいと思ります。以上で終ります。

市長

1番の問題はすぐ回答えられます。交通安全の総会には私もでたことは3回ありますか。その総会の時莫に今の問題とされあって、(聴取不能)などもあります。

厚生課長

お答えいたします。ガードレールの設置につきましては、この道路の状況だとか、又はその道路の事情によって違つて歩道入りやないかと思つます。例えば車が歩道まで入りこまぬように「わゆ3ガット」で可か。又こううところには、確かにガードレールが必要じやないかと思つてます。これは今後こうう場所は検討してきました」と思つてます。私も今、安全確保の方は、私の仕事となつてありますから、実際は道路保全とも関連する歩道入りやないかと思つてありますので、一応都市計画課ともこううものは検討して進めてます」と思つてます。横断歩道が設置されてる場所について、街灯については確かにこううのが必要じやないかと思つてます。これは一応横断歩道の設置と、それからこうう施設について、政府の方でやってありますので、これも検討する余地があるんじゃないかと思つてます。と云うのは、今30号線の新城の停留所ですか向うの方に横断歩道が設置されてあります。それで一応これは設置するようにとこうあれど、普天間署の方で提出してありますか、なにしろ予算の都合でできないといふ中で一応文書ではございませんが、この前たしかめて来た場合にこうう話をしたことはあります。されど特に善友局の方

坂でござりますので、雨降り等については、いかゆる横断歩道があるのかどうか、解らんと仰うあれが耳にしましたので、非常に困るといふので、一応向うの現況がらレーテは、普通でいう信号機ですか、それよりも奥滅式の二二に横断歩道があるんだといふような奥滅式のあれかといひやないかといふので、それも要請してござりますが、予算の都合でできぬかということになつてあります。それと現年度予算があそらくできぬ人じやなかと思つてあります。警察からの話では、現在嘉数小学校の前がまだ横断歩道がございません。それと嘉数の区から嘉数小学校へかよう比屋良川の橋のところの横断歩道について、同日合せしましたところ、一応71年度予算には計上されてゐるやうですが、大体6月度には、いきる人じやなかといふ交通課の照屋係長から回答が来てあります。

都計課長

お答え申上げます。私の方は4番について申上げます。横断歩道橋の順序と着工に当たり努力いたしかつたことは確かで、1970年10月31日に大謝名の交又より陸橋即ち横断歩道橋を設置すべく申請をいたしました。その後予算の關係、それが実際設置できかどうかにしても1月に入りヨレアから政府折衝

を相当かさねてヨリ子じて、3月16日理在
政府の都計課長会議にて、是非大謝
名交又渠は人身事故も多々レ、交通量
も多ヒ又、通行の量も多ヒと云ふこと
何レましたら、理在政府ヒタレモレヒテ
クノ年度予算かまだ決つてなヒと云ふこと
で、宜野湾市には、この横断歩道橋は
予定はレマシカ、まだ決定の何は得テ
リナヒと云ふ答えてニサハモレヒ。以上

市長

おレモヒの答えは私がお答えいたします。
おつしやる通り交通は戦争と云われてゐ
りますが、私が調べたところによりますと
去年の12月21日現在で全国イ1万7,
8千人位の交通事故で死んであります。沖
縄で109人、キテ負傷者でも大体87,
000ヒ3・3・3相当な重傷者を出
してゐる。こうした問題で、今一番事故
を防ぐため年金は何倍が多ヒかと
云ふ場合は20歳位の人が一番多くと
りながら60歳以上がだんだん事故を起
す率が多ヒと、こうした問題にあきまして
この交通戦争の場合、実際に厳罰式を
望んでもらいたいと私は達の場合は、考
えた場合にピタリても運転手に対する
厳罰、ちょっとの問題でも免許証をとつ
てもらいたいヒ云うふうの厳罰式を要望
していま、訴てニサハモ可。特に市といても

今後復帰となりますと、相当の範囲に
なりますので、総合対策室が伊賀いや
な・かと・うふうなご賛同でござります
が、総合対策室とまではいかなくとも市の
予算にも二つ問題に対するには、どうし
ても参えていかなければいけないんじやな・
かと特に小さく問題ではござりますが、
今厚生課長が答弁いたしましたがードレ
ールの問題、防止に対するには十分に
啓蒙宣伝とかうそ・うそとに對しては
市は十分やつていかなければいけないし、警
察だけにまかせると、う意味いやござります
せん。うそ・う意味で実際的な立脚
市の独自の総合対策室とうよりは、う
れに付する交通戦争、事故をなくす
ためにうそ・う問題に対する十分に取つ
立脚人としてうたうと思つてゐる訳でござります。

2番
以上終ります。

市長
次は、1番の伊佐總次郎君の公有水面
埋立事業についての質問を許します。

1番
公有水面埋立事業について市長にお尋ね
いたします。午後2時もまわろうとしてあり
ますので、市長はじめ、当局はご答弁簡単

にしてもううよう注向いたします。

市長は1970年の6月の定期予算議会において、市長就任はじめの施政方針を議会に提出されました。その中に公有水面埋立について次のように述べてあります。

本市の公有水面埋立計画は、実施の段階で中断されておりますけれども本工復帰に備え意図から重要な事業として取り上げ、本年11月の認可期限を考慮に入り検討しておきたいと思っておりますと可様に述べてあります。この検討しておきたうと、第一に、第一でござります。本定期会に議事第1号にて、埋立事業約34,000坪を除く大山地先から早地泊地先までの公有水面約366,000坪の埋立事業はどうなつたのか。

これが第一、第二でござります。どうなつたのか、どうことは、埋立認可はどうなつたのか、第一莫に埋立事業はどうような計画をもつて事業を推進しておきますか。誠意あつた答弁を求めます。

市長

お合意いたします。認可につきましては、たゞ1人去年の11月に一応は期限が切れまして、その後につき、今回政府に延期申請をおいておりましたが、一応年内に付ける答弁は出されておりません。それで市長としても直接この問題を文書でなくて局長の方に質しましたところ、認可はしても

事業をしなければいつまでもこれを認可する
訴には“かな”と、埋立事業を断続的に行
けば、早く工事可否ようにしなさい”といふふうに
云われまして、そしてこの年度内に工事着工が
あくまでもようであれば認可はできな”とい
かし工事を着工すれば、自動的に認可と
“ふうふうな答弁をいたしました。今度の一
般予算に出してあります。埋立の3万何千
坪の予算を出してあります。埋立の3万何千
坪の予算を出してあります。市議でござります。
第2点の問題でござりますが、これは、市の埋
立事業に対する問題では、懸念であります。ど
うしてもこの問題に対する問題では、埋立をして
“かな”とすれば“かな”んだ”と、勿論市民を
あげて、議会をあげて、この問題に対して取り
組んできた訴でござりますが、埋立された
後には、具体的にどうううふうな事業をす
か、或いは計画があるのかといふことから問題
でござりますが、あらゆる市民の意見を集
めました。この埋立はしたんだけれども、どこにも
つづき企業のはりつけどうううものがで
きませんで、一応相当数の坪数がまだ
埋立されていませんけれど、どうしてそ
埋立权を維持するために3万余坪の今
度の申請に対する新都計法との
問題であります。あらゆる市の便つてある
個人有地の問題、或いは今後色々起
こります。どううううううううううううううう
土地の代替地としてもどうしても必要で
ある」と、どうして、どううう意図に踏ままして、

105
今度の場合、提案して更地にしてあります
こという意味から提案してござります。

一 番

本定期会に議案第1号の中にある埋立事
業予算についてありますか。本事業は先
日の琉球新報にも報道されてあります
4万円の市民が大変期待してますと同
時に又一株の不安もあらんいやなからう
かと可様に思つてます。このよう443,750
ドルの膨大な予算は市の一般予算の25
%の比率をもつてあります。議会としま
しても慎重に検討し、又審議して対
処すべきやなからうかと可様に思つて
あります。質問いたします。

市長は、1971年1月18日に本事業の計画
書を政府に提出してあります。その相当
の日数がありましたので十分な計画と
綿密な予算計上だと考慮してあり
ます。1点、埋立地の利用については、どう
かよく分りませんが、又都市計画
に基づく埋立地の区画整理はどうか
なさりますか。2点、工事の方法は一般
競争入札か、
請負
指名競争入札か、又一括請負である
か、部分請負であるか 工期について、ご答
弁をお願いします。

市長

埋立地につきましては、我々は考みておりません。更地としてあります。そしてできうれば、この問題につきましては、市有財産として使いたいと思っております。
すぐには都市計画といふことに付けては、まだ計画はしてございません。工事の施工方法につきましては、一応は担当課長に答弁させたいと思ひます。

1番

できたら市長に答えてもらいたいんです。

市長

一応、議案がまだ可否かはつきりされておりませんので、こちに付いては別に考みておりません。

1番

はい、いや、市長が解らなければ担当課長

都計課長

お答え申し上げます。政府といふにしても、大型工事についでは、特別措定がござりますので、担当課長といふに付いては、指名競争入札にしたと悉てあります。基本的には、一括請負でござります。工期は450日でござります。

一 番

はい、解りました。次に、1970年の11月5日に建設局よりバイパス41号線の残土処理場として適当な場所があれば、検討するようとの電話依頼をうけました。本事業の計画をしてあります。1971年の1月13日付、琉球政府建設局よりバイパス41号線から生ずる残土の捨て場指定の指令の条件の中の第5項に政府の都合によつては、何時でも捨て土を中止することができるとのことですとあります。これについては大変不安でありますので、市長はこの指令をうけてから直接、建設局に出向いて建設局長から20万立方の残土をもううけよ確約をとりましたが、又その残土のもううけは埋立処理場であるのか、バイパス41号線の工事処理場であるのか、ごめん。

市長

残土の建設局からの公文の末の方には、
政府が必要の場合には上げられるとありますか。これはどう言う意味か。政府に質
しましたところ二つは、政府が又1号線の
用地泊前の工事において、この工事の設計
は10日でござります。しかし予算の都合
で10日になつて、埋立てた場合には、政
府としてもまだ土地を入るんで、どうもうふ
うな時刻になつたかもえたんだと言
うふうな説明でござります。そして以外
であつたのは宜野湾市の指定した捨て場
にありますと、幸いにこの問題につきま
しては、国場組加入札を終えまして、
その入札の条件の中に宜野湾市の捨て場
にすとどりう条件がつきまして、そこまで
おつて来て伊佐手でおつて来て向うか
埋めよ詠でござります。しかし捨て
場合に向うは捨てたけでござります
んで、もし土地一坪になつて、捨てる
のに車が不便の場合には、又その時に
は考ふりやうから、その残土を捨て
場合、じやまにならむようになつておな
せまような十分なそこの整地は十
分責任をもって欲しく、ただ捨てる
あくんゆなくて、捨て時の残土の整
理は十分責任もって欲しくと言うこと
でござります。

1番

この公有水面埋立事業に関するご
ざりります。市長は本実例会の3月16日の手
稿たつと記憶しておりますが、埋立事
業予算に付けて、議員の全体会議の席上、
何か本埋立事業はハーバーにしてやまつて
か、埋立事業はしなりとかの發言をなさ
つたと私は記憶しておりますが、議会
は議案の上程されれば、市民の委任を
うけて審議し、よく市民の知を反映さ
せると義務と責任があると本員は認
識しておりますが、市長がこのような
発言に対しては、市長の真意を伺うと
同時に議会はどうのようになるかおも
ふか、お咎めを求める所。

市長

議会に対して、議場では申し上げて
ございません。

1番

協議会でござりました。正味な
協議会場でございました。懇談では
ございません。

市長

正味な協議会場では申し上げて
ございません。

1番

ハローにしておりハと言ラミとはで方か
カツと腹を太く立て、宜野湾市民のため
にやさんたビリうそラララあ氣持加私は
欲しいですか。あまりにも皆が會議
しなければ、やがなくてアリうふうな感
ひえ私はウケトリましたか。それはう
け取るのは自由でござりますか。私は
そうヒュウクに感じてありますか。
はい、終ります。

議長

暫く休憩いたします。(ク：18)
再開いたします。(ク：19)

議長

17番の多和田真一君の質問を許
します。

17番

時間も大分経過しておりますので
大急かで簡単に質問いたします。私
のことは農業政策となるとありますか、特にキ
ビの野鼠駆除について一寸伺いたいと
思います。先ず隣り近所のキビ搬入の
カセに見て、感じたところでは
どうぞねずみの害がでてるとこう言う
ふうに感じておりますか。先ず今まで
3回か4回位で見て、いつもと思うんですか

そりようだ被害があつて方か。そこで
先ず今までやつては野鼠駆除の方法
は、時期等は方法ですむ、その時に
アリでなく効果を上げる方法は余地は
ないかどうかですね、古しがりとした場
合にはやつて回数をふやしてでも、一日
を少なくするようにオヤキでないかどう
かうふらに考えては該ですか、その件につ
いて担当課長の答弁をお願いしま
す。

農林課長

お咎めいたします。現在までに全体
として3回やつてあります。そして3月に入り
まして、希望区だけまとめて、5ヶ月落
希望がありましたので、この希望部落が
け3月頃終っております。それで合計して
夕回終つてはることになります。それで
時期についてやすければ、2年前に
全疏ねずみ駆除講習会と二つにとて、
農林局又厚生局の内合同対策といふ
ことで、今は農林局、家の中は厚生局
といふ形で連絡をして、その時に9月、
11月、8月、3月頃と二つ合同期間を全
疏へ替えて終つてます。それで終つてあり
ますけれども今各市町村の経済課又
は農林課の場合は、そり時期において
各市町村ごとに大体何日かの何
日、また二つに分けて、課長会議で決めてまして、

その間に今同期間を何してありますか。
それとねがみの被害が多々いらっしゃる
につけてですけれども、以前は野鹿駆除
用り何をしておったんでありますけれども、それが
3ヶ月前に美里村で外人の犬を殺して、
それが内題が発生して、今農林省
の視察で使用禁止に指定されておりま
す。それで法的には使ひますけれども、
農林省長の指示として使うなど、
言うことで、もし使うならば薬剤法に
基づて使えとこうことなっております。それで
薬剤法に従って使用した場合は今の残りは
使用しないと、今のところ、その薬剤は使
用してありません。それでそりの薬剤の場合は、
速効剤で少しでも食えはすぐ死ぬと
いう薬剤があります。今の場合は繼続
性である一定数量を追加して食べたら
完全に死なないといふふうに欠陥で
ありますから、今市としては結局、政府の
指示通り繼続性を指導して進めており
ます。それで、中には農家の熱心の方
は、少しずつ追加してやってありますけれど
ともかく死んでるの農家があまり(聴取不能)
大体飯に包んでそりの人達へ配布する
といふことに位しか使ってありません。

17番

これですかね、たたけ薬をですね、各家
庭にたたけ薬を、といふ格好では、もう少

309

しは、一晩にですね、1回でも、3方法であります。たしかに効果があるんじやないかと考えますか。中には持つていい、でもただそのまま置いておくよりも、それでですね、或いは又、3日あくまでとかあります。一晩にでるんせんが少しとう言うふうに効果がないという結果になつてしまふんじやないかと考えます。

農林課長

薬剤数量としては、現状の70年度によると政府からの物品で約500人カル位の薬品が来ておりますが、薬剤は大体その位にござるかと思ひます。現在、役所としてやっておりまることは、調整して、ある程度まではおいて、アリキナケルで、全畠に対する何をやってあります。(聴取予能)

19番

今私が詰しまして、検討するといふことですか。

農林課長

農家自体が全部役所たゞり格好になりますので、それでは眞令悪くともそれで、とも自分の財産を守るために、自分である程度の薬剤を部落に配布しますので、自分の財産を守るといふ

意味で、せっかく部港が取って来て、部港内で自分でやっておいたりとか、どうのか私の方へおだんです。

8番。

あとへ言ふ聞きしたいくつですか。
先程の課長が静岡県へたたか10キロしかとれたなかったといふこと、川内ゆき
宜野湾市だけでも、どのキロ貢うんでありますね、10キロ余りしかとれなかつたといふことは、結果、静岡県では何をとれなかつたといふふうにしか解釈できなんですか。
さう言うあひで実際、相手方はですかね、どの辺まで、今度はながた、たたか10キロ
しかとれなかつたとなれば、今後我々は
28万ドルといふ金をかけてあります。
それに對して、さう言うあひは、相手方
がですね、信用度が疑問視されようが
です。それに對して、市長はおしだれ
が事実であひは、大井川へできて、
それを説明をする必要はなないかというが
市長はさう言つたものに対して、さう
言う感を受けますか。これは大きな問題
ですか。七千万へ二九加年実をありますとする
なれば。

市長

今後の内題といつたしまして、五年と
今年の比較を、重大でござりますが、

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていました。

ノンブル

そ 304_1e

卷之八
一

四

305

今度の場合、地下30mまで公害が出来て、河川といふ河川はすうと農業が流れ、しきずが上りなくなつたて、今後の大きな課題であるといふことを非常に本工の漁業者に心配してあります。

8番。

それとであります、私はこれが例えはしきず加工がなくなつて、各業者に賣られてしゅうて、向に合ひなかつたいの題はなしもですから、静岡県で10キロ内外しか、10キロ少々しかとれながら、たといふことは、結局、これが裏をかえせば、去年もそうなりしてとれながら、と、又来年もそれとればいいんだといふようなであります。そんなに又、しきずそのものか、毎年であります。ただ10キロ位しかが、又来年なれば全国的にこれが又とれとか、そんな変化せんではな」と思うんですね。ある程度の変りはあらんだけしかし、それを10キロとかとれませんだと、正々堂々とね、言うあらんだけ私は非常に信用度が信じられないんですよ。その辺は、市長はあります、私はこれがもし事実でありますのは実際には将来の内題であります。大河川に飛んでいって、実際には協約書、そう言つたあります。どうりうふううやうが、今後

實際に しゅは、本土の もの は ためで
ありますか。そして 向うみて 實際前の
ものは 向邊って、今後も 外國産しかで
きないということもあつたことは またそ
れに 応じた 針 画をして あります。講会にも
モラル ふうに 示めして そういうことによっ
てあります。この皆さんは 事業を ありますか。
か。今まで、なまほんか的で 今度
は これまで が かった、又 来年は ピラ なまほんか
解かなければ なりません。非常に 市民も
不安が と思うんです。その辺は どう
ですか。

市長

お答えいたします。あつらやうように 今
後の 公開によりますと、これが 本土産
の しゅは、不可能から 違いませんけ
ど、しかし 日本の 先生方としても 墓體
組合といふのが ありますとして、この 海外の
しゅの 墓體の 輸入権といふのは、ある程
度 確保されて いるようですが あります。

我々は 直接 いっても、今までの 既設の
貿易商みたいに こゝだり 許して あります
が、だから この 問題に対しましては、
今後の 問題がありまして、市としても
販路は 十分 確保されて いますし、安
ければ 必ず 大井川 が とれなくて
せぬ。今度は 大井川 の 場合は、生産
が必要であります。しゅは、よそが ど

アスモリハトリヲコトハ、前に申し土代太
通リテござカリます。その庚につきキレヒテは
セレニミカシイ安ヒのカツ買も3人いた
つたが、それでアリヒト、しかし我々と
しては、あくまでも。

ア春

ニリ郊はご方ね、ただ私共心配すヨ
リは、28万ヒラ大金をかけてありキ方。
そこで市民も非常に関心をもってですね。
市長はその当時は、セレ万ヘ加あれは責任
をとるんだと言うことをあっしゃつてあられま
したが、市民はそれよりはその大きな大金を
かけてやさるので、ニルをリかに成功させよ
かとリウのか、市民も又我々議会として
もその義務かあると思ふんです。さう言う
へつり協約書に違反をし、そラリウセの
あうだふは、これはヘ体 どミニに久留加あ
うりか、どう言うふうにこうだ、たがと、
万ヘ寺紙とか、電話で十分な資料が
得られなければ、やすか出張や、て頂いて
それで相手のさりと突明して頂いて、
将来 悔ヒのナリようなすがきり加差當
たり思ひますか、その辺は考えてあられ
ますか。

市長

本土産の問題にあきましては、先程も
申レヒテまし通リ、今後の内題、として公

寄加ありませんので、どうさまと解りません
けれど、しかし魚獲の確保は両邊ではなく、
宣野邊の分だけは本土のしづかにあります。
向うは確保は十分やってくれると思ひ
ます。その裏は、皆様も今度行かれます。
十分ご調査をお願いしたと思ひます。

乙翁

我々はやります。しかし相手契約は市
長ですかね、それに對して協約とか。
危険のあれは、我々は方たが調査しかでき
ません。そこで市長はこの10キロしかと
れなかつたといふ表明ですね、これは信用
してあひますか。

市長

10月、11月、12月ある寒い時裏では、な
かつたと、しかし、段々、最近になっては、お
ほくなさと、ることは聞けてありますか。
量は解りません。

乙翁

向うがどういたといふことに對して
は、信用してあひますか。あゝそれだけ
しか取れなかつたなど。

市長

．．．これはある程度信用してあります。

市長

"我々は、従来上ってあるたのか。今年には、
又上がりなくなります。" と云ふことは事実であ
ります。それは、調査に当たります。

8番

お宮は10月頃じゃなリですか。そう言ふ
方お詫びをなされたのは、9月か10月かと
思ふんですよ。そり時にはちゃんと宜野湾
市の必要十分は、我々が十分確保して
上げますと、そう言う相談は立派に
なされてあつたと見うんですよ。それが
"ゆゆく向う専門ですがる寒いとき
にでも十分可能だ" と言うことは、自信
をもって皆さんあはあ約束したと思う
んです。しかしながら、3ヶ月たつただけ
だけで、それが1年、2年ない別ですか
ね。2、3ヶ月たつて、どうなったと云ふ
ことは、その辺は市長自ら行って、

市長

あっしゃヨ通りしきの採捕が十分
であります。自信をもってお咎えできると思
いますけれども、現在までのふ化がどこまで
されておりますかは、きり解らんし、人工ふ化
もまた実験の段階がありまして、そういう
意味で従来り過去のデーターをもって、
そのしきは本土産か大丈夫であります。

考え方かいやったんでありますて、あそらく
今度の場合聞き手方と、公害のために
河川に上るないうふうに向うかのいの
とう言う話を聞きまして、とう言うふうに
きりかえた記であります。

8番

向うとの条件とは、

市長

お互に今後の問題でありますので
いつもこちらうふうにした場合、将来
市だけの問題じゃなく、市民の暮らしの
しきずのうたかの取引きやふだけれどもな
どいつもこうなる考え方かひ、その分に対し
ましては、相手が本土産かおふなうと
うことに對しましては十分認めてあれば
ければなりがなうんじやないかと思ひます。

8番

たゞかひ、その10キロといふせりに付し
てですね、土がなう、實際その通りで、どう
ぞその辺が私は、非常にあかしいんです
ね、静岡県で10キロ、こいつはやたらひめ
といふことは、目に見えてあります。

市長

皆様方も行かれは解ると思ひますか
といすの場合は全國かふ集めて、そして、その

集めたものを何するかでござります。

8番、

はい。

18番、

一般質問事項には提出してござります。
んが、議長の許可を得て又承諾願りました
します。私が質問をしたのは、ごく最近
あこつた内題であります。その一般質問事
項を提出して以後、見附したことにフリで、
質問したと思ひます。消防関係、へ巡回
向程前でありますか、本町通りのすゝと
りつたところでのふとん店が火災にあって
いる。その時の状況を火災現場附近に詰
めによると消防署には附近の人達が火
災の通報をしたというふうなことになつて
ありますか、しかし消防署がその連絡
をうけてから20分程度でいかれてなか
た、消防車が水を運ぶ車が20分後
位に来たと、そこで巷の風評はわざ
か400m～500m内外の地域にあり
て、20分もかかってしかせさんじえな
といふようなことは、消防署の消防行
政に対する非常に不満を持っております
といふような声がござります。そこでお
聞きしたのは、皆さんはご承知の通り
だと思いますが、やはりタ、500mしか
ない。その内20分も手まじったといふ

ことは何處に理由があるか、その点を
お伺り致します。

消防長、

お答え申し上げます。3月29日発生しました火災にありて、20分もかかって出動したという巷の噂だとどうお話をされか、これは決してそうでは実態はございません。

これは、3月29日の午前11時27分に大体出火したんぢやないかと我々は見当をつけております。そして私達が受信したのが、午前11時30分。これは、その園吉君、とん店の川中ゆき出火した人が自ら消そうとしたんだから、それが出来なくて、後は自分の自家用車でやってかけつけ通報してあります。11時30分に署の方にききまして、火災だとこうことで出てきましたが、大体、その時に私もちよしくて下に居りまして、私が火に行つて帽子をつかんで下におさまでには既に火へ出動の車両は出勤しております。決して20分もかかるなどというようなことは常識でも判断できません。

現場にあけ3人かこれは1分も10分に感ずる場合もあります。そういうことでそういうふうな感じをしたかというかは、それは解りませんが、決してそういうことはございません。

18番

そうであれば結構であります。
私が開いたところではです。左右もたして、
なかなかこなく、そのため全焼をした。
もし消防署がもっと早く来ておれば
全焼を止めかれておったとリラックスな話
しかあつたのです。そう吉川とて。

消防長

おそらく、どこでどう感じ取ってある
小田か、そのこと解りませんか。大体しかし
園吉ふとん店のこれは悪男ですか。その
人に聞けばどの程度出たかは、大体、は
つきりするんじゃないかなと思います。

18番

もしそういうことがなければ幸いだ
と思います。

消防長

ちはみに受信時刻から30分、大体私
知ってから二階に上がって帽子つかんであ
りますまでにおそらく1分はかかるなり
と思りますが以上です。

18番

それからもう一美、時間かかりが
たってますか。市営住宅の排水事業工事を
なさってありますね。その排水か個人の

元は農耕地がござりませぬか、そこに排水管を下して沼地になつて、全然使えぬ
といふようなどござりますか。その点について、あの排水はいつ頃なされま
したか。それともあれは市の責任によく排水路を下さきか、それともその地域
にありますためにそこには水が流れますのか。

都計課長

お答え申し上げます。該地は公営住宅
の建設によりまして、その排水が流れており
ますけれども、今度の追加更正予算でその
排水の設置をいたしまして、排水の廢除
をやりますとこう考えてあります。

18番

71年度ですか、72年度ですか。

都計課長

現年度の乳剤舗装と併行いたしま
して、

18番

これは土木費になりますか、

都計課長

そうです。

18番、

貴方がたが、71年度計画にはないん
じゆなりですか。

都計課長

実は現年度の当初予算の中にござり
ますけれども、大謝名の下木道工事や、或川は
木道工事なんかで、又、夏祭景の私有地の向
側等がありて舗装できたり箇所があります
ので、それをきり回して、速めかにこ
とか廃除すべきかどうかということにして
あります。

18番、

一体、あの排水を造って、そして個人
の土地に向けた工事、あれをしたときは
いつ頃ですか。

都計課長

これは秋田方では記憶ござりませ
んけれども、69年度位だとと思ひます。

18番、

そうしますと、宮野溝市は市の肩の
工事でもって、個人の土地に漬滞させ、
これを早急に害りがちようにして放置して
いくのか、当局の責任だと思っておりますが、

都計課長

その当時のことは、はつきり解りませ
んけれども、御指摘のよう個人の土地に
向けることは、これは許しかたないと思
うけれども。

18番

当局としてはね、あの排水を向けた
のは、市の工事のためにあっちに流れである
ということは認めますか。

厚生課長

補足説明いたします。私は管理の方を
やってありますか、担当してありますか、一応
向うの状況をう言った知りうるかと思って
あります。とりますのは、道は市の工事
でつくってですね、その時に川やゆう
両方に今埋立されてですね、空地が
たくさんあります。以前は湖みたんだ
ったんですね、その時には排水溝があ
った記憶です。ヒューム管かですね、その
ヒューム管におそらく浄化槽が流れ
て来る水をそのまま接続したんじゃない
かと思います。そして現在あります排
水はですね、埋立したために使用できな
くなって、私も厚生課引き継いでから上
の方に上げて水は流れようにしてあ
ります。

18番

埋立といふのはどこの埋立てですか。

厚生課長

市営住宅に向って左側ですね。

18番

左側の方に流してある訳ですか。

厚生課長

左側が流れてる訳ですか。工事は以前はですかね、埋めたり前は相当水かたまっていたですね。ボウフマーが発生するまでうあれで相当上ってあります。それを桃原さんか埋土して現在宅地になった訳です。以前は宅地しない以前は危険だといつあれば危険防止柵も一応私は引き継いでかかる道った訳です。

18番

排水溝の向ってあるところの排水口ね、そこから草ぼうぼうですね。

厚生課長

現在は、はい、以前からヒューム管があった訳です。下に公営住宅つくらん以前の排水、道路つくよ時来て、そして公営住宅の浄化槽ですね、そのヒューム

18番

埋立地のほうはどの辺りが埋立ての方か。

厚生課長

市営住宅に向って左側の方ね。

18番

左側の方に流してある訳の方か。

厚生課長

左側の方は流れている訳の方。工事は以前はありますね、埋めなさい前は相当水がたまっていた訳ですね。ホウフマーが滋生するところがあので相当上ってあります。それを桃原さんが埋立て現在宅地になった訳ですね。以前は宅地しなさい以前は危険だといつあれば危険防止柵を一応私は引き継いでいた訳です。

18番

排水溝の向ってあるところの排水口ね。そこは湿地の方か草ぼうぼうの方よ。

厚生課長

現在は、はい、以前からヒューム管があった訳です。下に公営住宅つくさん以前の排水、道路つくさ時まで、そして公営住宅の浄化槽ですね。そのヒューム

管につなげてやられていた訳です。

18番

今先のご答弁では、71年度予算でありますか排水管にありますとかでありますと、うようなご答弁ですか。本年度中に確實に確保して頂きますか。

都計課長

お答えいたします。今回の予算が通れば、

議長

以上をもちまして、本日の一般質問の日程を終りました」と思ひます。8時間にわたる長時間慎重審議を願ひまして、誠にありがとうございました。その代り明日は休みます。明後日夕月曜日に午前10時から本会議を開きます。

散会(午後5時)